

# 産 業 建 設 委 員 会

令和 6 年 2 月 26 日(月)  
全 員 協 議 会 終 了 後  
時 分 ~ 時 分  
第 3 委 員 会 室

- 【委 員】川上委員長、田畑副委員長  
村木委員、大谷委員、小川委員、佐々木委員、牛尾委員  
【執行部】(産業経済部) 佐々木産業経済部長、大屋商工労働課長  
(都市建設部) 戸津川都市建設部長、西谷建設企画課長  
【事務局】大下書記

## 【議 題】

- 1 所管事務調査事項について
- 2 3月7日(木)の委員会審査日程等について
- 3 その他
- 4 重要案件の意見交換会の案件見直しについて(委員間で協議)

## 令和 6 年 3 月 7 日 (木) 10 : 00 開催の産業建設委員会における予定議題

### 【予定議題】

- 1 陳情審査  
(1) 陳情第 137 号 ふるさと寄附のお金は気軽に箱物に使ってほしくないという陳情について
- 2 議案第 15 号 浜田市漁港管理条例の一部を改正する条例について
- 3 議案第 18 号 市道路線の認定について(周布 118 号線)
- 4 所管事務調査
- 5 執行部報告事項
- 6 その他
- 7 取組課題について(委員間で協議)

浜田市議会議長笹田卓様 2024年2月9日  
下記内容を執行部へ働きかけるよう検討していただきたい。

浜田市日脚町 森谷公昭

7 趣旨

ふるさと寄附のお金はあぶく銭ではない、  
市民のために使うべきで、気軽に箱物に使ってほしくない

陳情番号	137
付託先委員会	産業建設委員会
審査結果等	

本文

市長がふるさと寄附 10 億 20 億あるのでそれを使えば歴史資料館の予算は賄えるという発言をしている  
しかし、そもそもふるさと寄附の金額は市民のために使うべきものであって  
歴史資料館の予算が出るよという話で使うべきものではない

このふるさと寄附があるから箱物を作っても悪くないというような理屈は通用しない  
ふるさと寄附のお金が潤沢にあるからあれもこれもという考えはおかしい

歴史資料館もふくめ、何かも合わせて市民のためになるものに使うというスタンスで考えるべきではないか浜田市  
に再検討を願う



令和 6 年 2 月 19 日

総務文教委員会 委員長 芦谷英夫 様  
福祉環境委員会 委員長 三浦大紀 様  
産業建設委員会 委員長 川上幾雄 様

議会運営委員会  
委員長 柳 楽 真智子



重要案件の意見交換会の案件の提出について

このことについて、令和 6 年 2 月 19 日の議会運営委員会において浜田市議会基本条例第 22 条に規定されている標記意見交換会の案件について見直すことを決定しました。

つきましては、下記をご確認の上、3 月 8 日（金）までにご回答をお願いします。

なお、提出された案件は、重要案件の意見交換会実施要領の規定に基づき、議会運営委員会で協議の上、決定します。

記

- 1 提出案件数 2～3 件
- 2 提出案件の制限 特になし（現在の案件を継続することも可能です。）

以上

○浜田市議会重要案件の意見交換会規程

平成24年12月21日議会告示第1号

(趣旨)

**第1条** この告示は、浜田市議会基本条例（平成23年浜田市条例第34号。以下「基本条例」という。）第22条の規定により開催する重要案件の意見交換会（以下「意見交換会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(意見交換会の案件)

**第2条** 意見交換会において市民と意見を交換する案件（以下「意見交換会案件」という。）は、市政に関する重要な案件のうちから、議会運営委員会において決定する。

(意見交換会の開催)

**第3条** 議長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、議会運営委員会に諮り、適当と認めるときは、意見交換会を開催するものとする。

- (1) 常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会から意見交換会の開催の要請があったとき。
- (2) 次条第2項の規定による申込みがあったとき。
- (3) その他議長が必要があると認めるとき。

(市民からの開催の申込等)

**第4条** 基本条例第22条第2項の規定により意見交換会の開催を申し込むことができるものは、市内に所在する団体（10人以上で構成される団体に限る。）とする。ただし、次に掲げる団体を除く。

- (1) 宗教団体
- (2) その他議長が適当でないと認める団体

2 意見交換会の開催を申し込もうとする団体（以下「申込団体」という。）は、重要案件の意見交換会開催申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて議長に提出しなければならない。

- (1) 出席者名簿
- (2) その他議長が必要と認める書類

3 議長は、前項の申込みがあったときは、前条の規定によりその内容を審査し、意見交換会の開催を決定したときは、重要案件の意見交換会開催通知書（様式第2号）により申込団体に通知するものとする。

(出席議員)

**第5条** 意見交換会に出席する議員（以下「出席議員」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 意見交換会案件に係る常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会の委員
  - (2) 議長が議会運営委員会に諮り指定する議員
- (報告書の提出及び公表)

**第6条** 意見交換会において記録者の役割を分担した出席議員は、意見交換会

の要点を記録した報告書を作成し、意見交換会終了後、速やかに議長に提出しなければならない。

2 議長は、前項の報告書の提出があったときは、速やかにその内容を市議会広報紙及び市議会ホームページに掲載し、公表するものとする。

(その他)

**第7条** この告示に定めるもののほか、意見交換会の運営に関し必要な事項は、議会運営委員会で定める。

**附 則**

この告示は、平成24年12月21日から施行する。

**附 則** (令和3年7月7日議会告示第1号)

この告示は、令和3年7月7日から施行する。

浜田市議会議長 様

団体の名称  
代表者住所  
氏名  
電話番号

重要案件の意見交換会開催申込書

重要案件の意見交換会の開催について、浜田市議会重要案件の意見交換会規程第 4 条第 2 項の規定により次のとおり申し込みます。

意見交換会案件	案件の名称	
	(意見交換をしたい具体的な内容があれば記載してください。)	
希 望 日 時	第 1 希 望	
	第 2 希 望	
	第 3 希 望	
参 加 予 定 人 数		
会 場	※ 市役所本庁舎（議会）以外の場所を希望する場合は記入してください。	
備 考		

添付資料

- (1) 出席者名簿
- (2) その他

様式第 2 号（第 4 条関係）

年 月 日

団体の名称

代表者 様

浜田市議会議長 印

重要案件の意見交換会開催通知書

年 月 日付けで申込みのありました重要案件の意見交換会の開催については、次のとおり決定しましたので、浜田市議会重要案件の意見交換会規程第 4 条第 3 項の規定により通知します。

意見交換会案件	
開催日時	
会場	
議会の出席予定者	
備考	

## 重要案件の意見交換会実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、浜田市重要案件の意見交換会規程（以下「規程」という。）に定めるもののほか、重要案件の意見交換会（以下「意見交換会」という。）の実施に関し必要な事項について定めるものとする。

(意見交換会の案件)

第2条 規程第2条に定める意見交換会の案件は、原則として、委員会等から提出され議会運営委員会において決定した次の案件とし、議会が開催を要請する場合、市民の申し込みによる開催の場合いずれも1回の意見交換会につき1案件を選択する。

- (1) 歴史文化保存展示施設について
- (2) まちづくり施策について
- (3) 公共交通再編について
- (4) 子育て支援について
- (5) 健康寿命の延伸について
- (6) 環境問題について
- (7) 障がい者支援について
- (8) 漁港エリア活性化について
- (9) 農林業問題について
- (10) 商業エリア活性化について
- (11) 観光について

2 第1項の案件については、委員会等の申し出に基づいて議会運営委員会で協議の上、追加及び削除できるものとする。

3 第1項に定める案件以外の案件について意見交換会の開催申込があった場合は、開催の可否と合わせて議会運営委員会に諮る。

4 第1項に定める案件の見直しは、毎年3月に行うものとする。

(開催の決定)

第3条 規程第3条に基づく意見交換会の開催の可否は、案件（第2条第3項の場合のみ）及び申込団体について次に掲げる項目等を勘案し、議会運営委員会で協議の上決定する。

- ① 案件については、「市民との意見交換会を通じて施策に反映させる」という開催の趣旨に合致したものであること
- ② 申込団体については、公共的団体やNPO、企業、任意団体などで、実際に活動を行う団体であること

(開催申込等)

第4条 規程第4条第1項第2号に規定する団体は、次のとおりとする。

- (1) 集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある団体
- (2) 活動実態がないと認められる団体

2 規程第4条第2項に定める申込書の提出期日は、開催希望日の30日前とする。



3 市民の出席者は3名以上20名以下とする（同条第2項第1号の出席者名簿により確認）。議会が開催する場合も同様とする。

4 規程第4条第2項第2号に定める書類は、団体の概要及び活動状況が分かる書類とする。

（出席議員）

第5条 規程第5条第1項に定める出席議員以外の議員で出席を希望する議員は、あらかじめ議長に申し出るものとする。

2 議長は、前項の申し出を受け、規程第5条第2号の手続きにより出席議員として指定するものとする。

（記録者等）

第6条 意見交換会の進行係及び規程第6条に定める記録者は、出席議員で協議の上、開催日までに決定しておくものとする。

（報告書）

第7条 規程第6条に規定する様式は別記様式1とする。

（結果の公開等）

第8条 意見交換会の結果は、ホームページ等で公開するとともに、議員は、その結果を市の施策や議会での論議に活かすよう努めるものとする。

（その他）

第9条 規程及びこの実施要領に定めない事項については、議会運営委員会で協議の上決定する。

附 則

この要領は、平成24年12月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年9月29日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年3月17日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

## 重要案件の意見交換会 報告書

意見交換会の案件	
意見交換会の相手先 （団体名）	
参加人数	
開催日時	年 月 日 時 ～ 時
開催場所	
担当委員会 （出席委員名）	（進行係 _____、記録者 _____）
要点等	

浜田市議会議長 様

年 月 日

浜田市議会重要案件の意見交換会規程第6条第1項の規定により提出します。

\_\_\_\_\_  
委員会委員長